

熊本市斎場
指定管理者募集要項

熊本市
令和7年(2025年)7月17日 発行

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）に基づき、公の施設である熊本市斎場の管理運営を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の募集を行う。

第1 公の施設の概要

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 熊本市斎場 |
| 2 | 所 在 地 | 熊本市東区戸島町796番地 |
| 3 | 建 物 概 要 | ①構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 平屋建て 一部二階建て
②敷地面積 13,209.9㎡
③延床面積 4,929.4㎡
(火葬棟3,423.4㎡・待合棟1,262.3㎡・式場棟243.7㎡) |
| 4 | 施 設 概 要 | 【建物】
・火葬棟 3,423.4㎡
1階 エントランスホール、告別室 4室、収骨室 4室、中央監視室、霊安室、事務室、会議室
火葬炉 16基 (大型炉15基、胞衣炉(汚物炉) 1基)
・待合棟 1,262.3㎡
1階 待合ロビー、自動販売機コーナー、授乳室
2階 待合室(和室18畳) 5室
・式場棟 243.7㎡
1階 式場(約30名収容)、遺族控室(12畳) |
| 5 | 運営に係る事項 | 管理運営仕様書(以下「仕様書」という。)に記載 |

第2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- 1 指定管理者が行う管理の基準
熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）第19条の規定によるもののほか、使用時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、熊本市斎場の管理を行わなければならない。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 「熊本市火葬場条例」第3条に規定する用途に供するための業務に関する事。
 - (2) 使用の許可、その取消し、その他熊本市斎場の利用に関する事。
 - (3) 使用料の徴収及び還付に関する事。（使用料の収納及び支出事務を別途委託）
 - (4) 使用料の減免の受付事務に関する事。
 - (5) 熊本市斎場の施設及び付属設備の維持管理に関する事。
 - (6) その他熊本市斎場の管理運営に必要な業務。なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

第3 指定の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

第4 管理に要する経費

1 指定管理料

熊本市斎場の管理に要する経費は、指定管理者への管理の代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）によって賄うこととする。

基準価格（指定期間3年分）

535,200千円（うち消費税及び地方消費税額48,655千円）

※ 基準価格を超える申請を行った申請者は、失格とする。

（申請価格は見積もった金額の110分の100に相当する金額であるため、基準価格との比較に当たっては留意すること。）

2 修繕に要する経費

基準価格には、指定管理者が行う施設の小規模修繕に要する経費（以下「修繕費等」という。）として、150万円（消費税及び地方消費税含む。）×3年を算定している。

修繕費等は、実績に応じ毎年度末に精算することから、申請者は修繕費等として一律150万円×3年×100/110を加えた上で、申請価格を提示すること。

3 燃料光熱水費の取り扱い

基準価格のうち、燃料光熱水費（電気・灯油・ガス・水道）は、原則として年間78,727,008円（消費税及び地方消費税含む。）を限度とし、実際に要した費用で毎年度精算するものとする。

申請者は、燃料光熱水費として一律78,727,008円×3年間×100/110を加えた上で申請価格を提示すること。

4 指定管理料の支払

指定管理料は、毎月払いとする。

市は、指定管理料の支払い対象となる期間の翌月に適法な請求書及び業務報告書等を受領した日から起算して30日以内に指定管理者に支払うものとする。

第5 利用料金に関する事項

熊本市斎場については、利用料金制度を適用しないものとする。

第6 予想されるリスクと責任分担

協定の締結にあたり市が想定しているリスク及び市と指定管理者の責任分担は、リスク分担表（添付資料1）によることとし、申請者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。協定書に記載する事項及びリスク分担表以外の事項について、疑義が生じた場合は、双方の協議によることとする。

第7 モニタリングに関する事項

市は、熊本市斎場の管理運営が協定に従い適正かつ確実にサービス提供されているかどうか、また指定管理者がサービスを安定的継続的に提供することが可能な財務状況であるか等を確認する（以下「モニタリング」という。）。

指定管理者が行うモニタリングに関する費用は指定管理者の負担とする。

詳細は、仕様書を参照すること。

第8 申請者の資格

申請を行う法人その他の団体、若しくは共同企業体の構成員全員が以下の資格要件を全て満たすこと。

なお、単独で申請した団体等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体での申請について、申請から協定締結までの間における代表者及び構成員の変更は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）」又は「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (6) 当該業務に係る公告を行った日（以下「公告日」という。）現在、熊本市内に本店、支店、又は営業所等を有する者であること。
- (7) 公告日から起算して過去2年以内に、熊本市及びその他自治体において指定管理者の指定の取消処分を受けた者でないこと。
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた者又は指定期間が開始するまでの間に登録を受ける予定である者であること。

※ その他、指定期間中、熊本市斎場の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体、若しくは法人その他の団体により任意に結成された共同企業体とする。団体の場合、法人格は必ずしも必要ないが、個人は申請することはできない。

第9 共同企業体の資格認定申請に関する事項

共同企業体で申請を行う場合には、次の要領にて共同企業体の資格認定申請を行うこと。

1 資格認定申請書類

法人その他の団体であって、この要項により共同企業体を結成して指定管理者の指定を受けようとする者は、申請日までに共同企業体を結成し、資格認定申請書類として様式第6号及び様式第7号を提出するものとする。

- 2 資格認定申請書の提出期間
持参の場合は令和7年(2025年)7月17日(木)から令和7年(2025年)9月4日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。
郵送の場合は令和7年(2025年)9月4日(木)正午必着とする。
- 3 資格認定申請書類の提出時間
持参による場合、午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)
ただし、最終日は午前9時から正午までとする。
- 4 資格認定申請書類の提出場所
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課(10階)
電話096-328-2340
- 5 提出方法
提出場所へ直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留のいずれか)するものとする。
ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。
- 6 提出部数
2部とする。(正本1部、副本1部)※副本についてはコピーで可とする。
なお、正本、副本ともにホチキス留めしないこと。
- 7 共同企業体の構成
募集要項に規定する「第8 申請者の資格」の要件を全て満たす者の組合せによる3者以内の構成とする。
- 8 共同企業体の業務形態
構成員は、それぞれの優れた技術力及び人的・物的能力を結集して、各々受持つ業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合(例えば、A社40%、B社30%、C社30%)に応じて資金、人員、器械等を拠出して管理運営業務を共同で履行するものとする。
- 9 代表者の要件
構成員において決定された代表者(経営規模等なんらかの方法で優位性を比較し、優れている者)が、共同企業体協定書において明らかであること。
- 10 資格認定審査結果の通知
書面により、令和7年(2025年)9月19日(金)までに通知する。
- 11 資格の有効期間
前項の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定の日から当該公の施設の管理運営業務が満了する日までとする。ただし、指定管理者の候補者として選定されなかった者にあつては、当該施設の指定管理者の候補者が議会の議決を経て指定管理者となり熊本市と協定が締結される日までとする。
- 12 費用
無料
- 13 その他
資格認定申請に係る書類は、4に記載する場所で直接配布するものとする。郵送又は電送による配布は行わない。
※本市ホームページから申請関係書類等をダウンロードして使用することもできる。

第10 公募のスケジュール及び手続き

1 スケジュールの概要

日 程	内 容
令和7年(2025年)7月17日	募集要項の公表
令和7年(2025年)7月17日 ～令和7年(2025年)8月7日	施設の視察
令和7年(2025年)7月17日 ～令和7年(2025年)8月7日	質問の受付
令和7年(2025年)8月21日 (予定)	質問回答の公表
令和7年(2025年)7月17日 ～令和7年(2025年)9月4日	申請関係書類・共同企業体の資格認定申請の 受付
令和7年(2025年)10月中旬 (予定)	指定管理者候補者選定委員会
令和7年(2025年)10月下旬 (予定)	選定結果の通知及び公表
令和7年(2025年)12月中旬 (予定)	指定管理者の指定
令和8年(2026年)2月中旬 (予定)	協定の締結
令和8年(2026年)2月～3月 (予定)	事務引継等
令和8年(2026年)4月1日	管理運営開始

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年(2025年)7月17日(木)～令和7年(2025年)9月4日(木)まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 配布場所

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
電話096-328-2340

(4) 費用

無料

(5) その他

申請関係書類は、(3)の配布場所で直接配布するものとする。郵送又は電送による配布は行わない。

※本市ホームページから申請関係書類等をダウンロードして使用することもできる。

3 施設の視察

施設の視察を希望するものは下記連絡先へ事前に申し込みを行い、視察日時の確認をすること。

参加人数は1法人その他の団体につき2人まで、共同企業体にあつては1共同企業体につき2人とし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催期間 令和7年(2025年)7月17日(木)
～令和7年(2025年)8月7日(木)
- (2) 連絡先 熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
電話 096-328-2340
メールアドレス kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

4 質問の受付及び回答

募集要項等に対する質問の受付及び回答は下記により行う。

- (1) 受付期間 令和7年(2025年)7月17日(木)
～令和7年(2025年)8月7日(木)
- (2) 受付方法 添付資料2に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること
※提出後、確認の連絡を行うこと。
- (3) 提出先 熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
電話 096-328-2340
メールアドレス kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp
- (4) 回答 質問に関する回答は、市のホームページで公表する。
回答予定日 令和7年(2025年)8月21日(木)

5 申請関係書類

法人その他の団体であつて、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出すること。

共同企業体にあつては、申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出すること。なお、(2)～(10)の書類は共同企業体の構成員毎に提出すること。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- (2) 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び商業・法人登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- (5) 納税証明書(消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明)
- (6) 身分証明書(法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。)
- (7) 印鑑証明書(法人以外の団体にあつては、その代表者。)
- (8) 労働保険料納付済証明書
- (9) ISO14000等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- (10) 役員等名簿及び照会承諾書(様式第5号)
- (11) 職員体制・職員配置(様式第8号)
- (12) 仕様書で定める資格・要件を満たすことを証するもの
(防火管理者、第1章第8 管理運営全般に関する遵守事項に定める資格要件)

(13) その他市長が必要と認める書類

- ※1 申請者において様式第2号及び様式第3号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。
- ※2 証明書類（(12)を除く）は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差支えない。
- ※3 職員の確認を行うため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。
ただし、責任者（場長）以外の職員で、申請時点で雇用関係にない者については、別紙により常勤、非常勤の区分、資格の有無等を記載すること。なお、指定管理者の指定を受けた後、協定締結までに社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。
また、職員体制及び配置については、様式第8号により常勤・非常勤の区分、資格の有無等を記載し提出すること。
- ※4 (12)については、資格証の写し又は資格証がない場合は履歴書（写し可）を提出すること。
- ※5 職員体制・職員配置（様式第8号）に記載した職員配置予定者は、原則として指定期間開始後1年間は変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において、当初の職員配置予定者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。
- ※6 職員のうち、危険物取扱者（乙種第4号）、第3種電気主任技術者及びボイラー技師の資格を有する正職員及び嘱託職員については、資格証の写しを提出すること。

6 申請に関する留意事項

- (1) 費用負担
申請に関し必要な費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請関係書類の取扱い
申請の際に提出された書類は原則として返却しない。
なお、提出された書類は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- (3) 複数提案の禁止
申請者は1つの事業計画の提案しか行うことができない。
- (4) 選定委員との接触の禁止
申請者が、熊本市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員に対し、不正の目的をもって接触を行った場合、当該申請者を選定の対象から除外する場合がある。

7 提出方法

- (1) 提出期間
持参の場合は令和7年（2025年）7月17日（木）から令和7年（2025年）9月4日（木）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は令和7年(2025年)9月4日(木)正午必着とする。

(2) 提出時間

持参による場合、午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 提出場所

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
電話 096-328-2340

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留のいずれか)するものとする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。

(5) 提出部数

正本1部 (添付書類を含め、申請者名がわかるもの。要押印)
副本8部 (添付書類を含め、正本から申請者名及び申請者名を類推できる表現・ロゴ、事業所所在地、代表者氏名等を外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば申請者名をA社とする、黒塗りなど。黒塗りにあたっては、裏面からの透視や文字の浮き上がりを防止すること。押印不要)

なお、正本及び副本とも、紙ベース(両面印刷。ホチキス留めしないこと。)による提出と併せてそれぞれ電子データ(CD-ROM1枚によること)も提出すること。

また、事業計画書に別紙を添付する場合はA4縦型、横書きとする。

第11 候補者の選定に関する事項

1 選定方法

候補者の選定は、申請者から提出された申請関係書類(必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等を行う。)に基づき、委員会にて行う。

委員会は、以下の選定基準に基づき、各選定委員が総合評価方式によって得点化を行い、選定委員全員の合計点数が最も高い者を候補者として選定する。

2 選定の基準

(1) 資格審査

申請者が提出する申請関係書類に基づき資格確認を行う。資格を満たさない場合は失格とする。

(2) 価格審査

価格審査において1位(最も低い申請価格)を満点(80点)とし、2位以下は1位との比率を用いて算出する。小数点第2位は四捨五入する。

(例)

	申請価格	得点	算定方法
1位	50億円	80点	—
2位	55億円	72.7点	$80点 \times 50 / 55 = 72.727272 \dots$
3位	60億円	66.7点	$80点 \times 50 / 60 = 66.666666 \dots$

(3) 項目審査

① 得点の決定方法

各評価項目に示した要求要件に対して、各委員が以下の考え方で点数を付ける。その上で、各委員が付けた評価項目の点数に当該評価項目の配点比率に応じて得たものを修正後評価点（小数点第2位は四捨五入）とする。

得点の考え方	4点満点
特に優れている	4点
優れている	3点
普通	2点
劣っている	1点
該当しない（要求要件を満たしていない）	0点

② 基本項目審査

以下の④に記載する基本項目（ア～オの評価項目）ごとに示した要求要件に基づき審査を行い、ア～オまでの各基本項目において、出席した選定委員全員による要求要件の平均点が、1点未満の項目があった場合は失格とし、基本項目以外の項目審査の対象としない。

要求要件を満たしているものについては評価に応じ得点を与える。

③ 基本項目以外の項目審査

以下の④に記載する基本項目以外（カ～クの評価項目）の項目ごとに示した要求要件に基づき審査を行い、それぞれの要求要件について、評価に応じ得点を与える。

④ 評価項目と配点および総合評価

評価項目	配点比率
1 価格評価	20% (80点)
2 基本項目評価	65% (260点)
ア 施設設置の目的が達成できること。	14% (56点)
・施設設置の目的を達成するための基本的考え方	2% (8点)
・施設の維持管理に関すること。	7% (28点)
・設置目的を確保するためのモニタリングの方策	5% (20点)
イ 利用者の平等な利用が確保されること。	7% (28点)
・平等な利用が確保されるための基本的考え方及び体制等	7% (28点)
ウ 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られること。	12% (48点)
・市民サービス向上のための方策	7% (28点)
・効率的な管理運営のための方策	5% (20点)
エ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。	27% (108点)
・組織体制及び当該施設への職員配置計画	5% (20点)
・配置計画職員の資格及び職務履歴	5% (20点)
・職員の研修計画	3% (12点)
・業務引継ぎの方法	2% (8点)
・団体の経営状況	2% (8点)
・個人情報保護に関する方策	5% (20点)
・類似業務の実績	5% (20点)
オ 市民の声が反映される管理が行われること。	5% (20点)
・利用者ニーズの把握に対する取り組みとその反映の方策	3% (12点)
・苦情への対策	2% (8点)
3 基本項目以外の項目評価	15% (60点)
カ 安全管理の状況	10% (40点)
・業務に対する安全成績と安全確保の方策	5% (20点)
・緊急時の対応、対策	5% (20点)
キ 労働福祉の状況	2% (8点)
・労働保険（労災保険、雇用保険）加入の有無	2% (8点)
ク 環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。	3% (12点)
・環境保護に関する取り組み（ISO14000、エコアクション21、熊本市事業所グリーン宣言等の取得状況）	1% (4点)
・福祉政策に関する取り組み（障がい者の雇用の有無）	1% (4点)
・子育て支援に関する取り組み	1% (4点)
総合評価 (合計)	100% (400点)

添付資料1 リスク分担表

リスク項目	No	リスクの内容	リスク分担	
			市	指定管理者
応募リスク	1	応募費用に関するもの		○
	2	提案内容に含まれる特許権等、第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任に関するもの		○
政治・行政リスク	3	市、指定管理者いずれの責にも帰すべからざる事由により、指定管理者の指定の議決が得られない場合 ^{注1)}	○	○
	4	市の政策変更による事業の変更・中止など	○	
法制度・税制度・許認可変更リスク	5	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本施設の管理・運営に影響を及ぼすもの）	○	
	6	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
	7	消費税の変更（支払い時点）に関するもの	○	
許認可リスク	8	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	9	指定管理者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償リスク	10	指定管理者の事由（管理者として注意義務を怠った場合含む）による賠償		○
	11	上記以外のもの	○	
債務不履行リスク	12	市の事由による事業の中断や支払遅延・不能など市の債務不履行によるもの	○	
	13	事業放棄や破綻など指定管理者側の債務不履行によるもの		○
不可抗力リスク	14	暴動、地震、風水害等の市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるもの ^{注2)}	○	△
金利変動リスク	15	金利の変動に伴う経費の増		○
物価変動リスク	16	人件費、物件費等の物価の変動に伴う経費の増加及び減少 ^{注3)}	△	
施設損傷リスク	17	施設の劣化に対して指定管理者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
	18	指定管理者に帰責事由のある事故等		○
	19	上記以外によるもの	○	
維持管理・運営コストリスク	20	市の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	○	
	21	市の指示以外の要因による維持管理・運営費の増大		○

リスク項目	No	リスクの内容	リスク分担	
			市	指定管理者
計画変更リスク	22	市の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの	○	
警備リスク	23	指定管理者の警備不備による損害に関するもの		○
	24	上記以外によるもの	○	
利用者対応リスク	25	指定管理者の業務範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○
	26	上記以外の場合における利用者からの苦情やトラブル等への対応	○	
企画事業リスク	27	指定管理者の企画事業に関するリスク		○
提案事業リスク	28	指定管理者の提案事業に関するリスク		○
書類の誤りに伴うリスク	29	仕様書等（市が責任を持つもの）の書類の誤りに関するもの	○	
	30	管理運営実施計画等の指定管理者の提案書の不備（利用者数見積りの誤り等）に関するもの		○
プライバシー保護リスク	31	業務上知り得た利用者の個人情報の漏洩に関するもの（指定管理者に帰責事由がある場合）		○
事業清算に伴うリスク	32	指定管理期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収にかかる費用		○

凡例：「○」主たる負担者

注1) 双方自らの負担を負うものとする。（この場合、指定管理者は候補者とみなす）

注2) 指定管理者が不可抗力発生時の対応義務を怠ったことに起因するものは、指定管理者の負担とする。

注3) 「指定管理者制度導入施設における物価変動対策について（令和7年5月21日）」に定める方法により指定管理料を変動させることとする。

質問書

熊本市長 大西 一史 様

「熊本市斎場指定管理者募集要項」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質 問 者	法人・団体名
	所在地
	所属/担当氏名
	電話
	FAX
	E-mail
項 目	(募集要項又は配布資料名 / 項目名 / ページ)
内 容	

※留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

申 請 書

熊本市長 大西 一史 様

申 請 者

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

連 絡 先 (電 話)

熊本市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

熊 本 市 (熊本市斎場)

また、「熊本市斎場指定管理者募集要項」中、「第8 申請者の資格」に規定する(1)から(8)までの資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- 2 定款又は寄附行為の写し及び商業・法人登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等)
- 3 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- 4 市税滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- 5 納税証明書
- 6 身分証明書(法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。)
- 7 印鑑証明書(法人以外の団体にあつては、その代表者。)
- 8 労働保険料納付済証明書
- 9 ISO14000等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- 10 役員等名簿及び照会承諾書(様式第5号)
- 11 職員体制・職員配置(様式第8号)
- 12 仕様書で定める資格・要件を満たすことを証するもの
- 13 その他市長が必要と認める書類

申 請 書

熊本市長 大西 一史 様

申 請 者

共同企業体の名称共同企業体

共同企業体の代表者の所在地

商号又は名称 代表者 印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称 代表者 印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称 代表者 印

熊本市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

熊 本 市 (熊本市斎場)

また、「熊本市斎場指定管理者募集要項」中、「第8 申請者の資格」に規定する(1)から(8)までの資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類（※2～10の書類は共同企業体の構成員毎に提出すること。）

- 1 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- 2 定款又は寄附行為の写し及び商業・法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等）
- 3 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- 4 市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）
- 5 納税証明書
- 6 身分証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 7 印鑑証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 8 労働保険料納付済証明書
- 9 ISO14000等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- 10 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- 11 職員体制・職員配置（様式第8号）
- 12 仕様書で定める資格・要件を満たすことを証するもの
- 13 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

令和 年(20 年) 月 日

熊本市 (熊本市斎場)			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

現在運営している 類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

(備考)

1. 共同企業体にあつては、構成員が運営している類似施設もあわせて記載すること。

【管理運営方針】	
【申請価格】	
¥ _____ 円	
<p>※1 様式第3号に記載する「市からの指定管理料」の指定期間中の合計額と同額となること。</p> <p>※2 協定に当たっては申請価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって協定金額とするので、申請者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった協定希望金額の110分の100に相当する金額を申請価格として記載すること。</p>	
ア	<p>施設設置の目的を達成するための方策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設設置の目的を達成するための基本的考え方 2. 施設の維持管理に関すること 3. 設置目的を確保するためのモニタリングの方策 </div>
	<p>審査項目の要求要件を 勘案し、適切に作成す ること</p>
イ	<p>利用者の平等な利用の確保のための方策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平等な利用が確保されるための基本的考え方及び体制 </div>
ウ	<p>事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られるための方策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民サービス向上のための方策 2. 効率的な管理運営のための方策 </div>
エ	<p>事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織体制及び当該施設への職員配置計画 2. 配置計画職員の資格及び職務履歴 3. 職員の研修計画 4. 業務引継ぎの方法 5. 団体の経営状況 6. 個人情報の保護に関する方策 7. 類似業務の実績 </div>
オ	<p>市民の声が反映される管理を行うための方策</p>

1. 利用者ニーズの把握に対する取り組みとその反映の方策
2. 苦情への対策

カ 安全管理の状況

1. 業務の安全成績

事故発生件数	死 亡	重 傷	軽 傷	左記に対する原因と善後策
(件)	(人)	(人)	(人)	

2. 安全確保の方策
3. 緊急時の対応、対策

キ 労働福祉の状況

1. 労働保険（労災保険、雇用保険）加入の有無

ク 環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策への取り組み

1. 環境保護に関する取組（ISO14000、エコアクション21、熊本市事業所グリーン宣言等の取得状況）
2. 福祉政策に関する取組
障がい者の雇用の有無（ 人雇用、雇用していない）…いずれかを記入
3. 子育て支援に関する取組（子育て支援に関する取組の内容）

※その他

特記すべき事項があれば記入してください。

事業計画に関する収支予算書（ 年度）

団体名 _____

(単位：円)

		金 額	内 訳	備 考	
項 目	市からの 指定管理料		事業計画書【申請価格】欄に記載する金額		
	その他				
収入合計 (A)					
項 目	人件費		当該施設の管理運営に携わる人員全てに係る金額の合計（下欄の事業費や管理費に含まれる人件費についてもこの欄に記載する）		
	管理費		仕様書に記載する施設管理に係る経費（清掃、警備等）の合計額（人件費を除く）		
	事務費	支出項目のうち、人件費、管理費、事業費及び一般管理費 以外のものについて記載			
	一般管理費	施設の管理経費に係る直接業務費以外のもの（本社（本部）機能の維持に係る経費）			
支出合計 (B)					

(備考)

1. 1年間（12ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支（税抜き）を記入すること。
2. 年度毎に作成すること。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。）
3. 収入合計（A）と支出合計（B）は同額となること。

担当課

市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の（ ）に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について
下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 所在地又は住所

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者職氏名

電話番号

納税課確認欄

申請者

1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税(特徴・普徴) ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他(

3. 滞納あり (分割納付約束履行中)

(滞納解消予定時期 年 月 日)

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

様式第5号（裏）

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書（以下「合意書」といいます。）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。
- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - （1）株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
 - （2）合名会社又は合同会社については、社員
 - （3）合資会社については、無限責任社員
 - （4）一般社団法人又は一般財団法人については、理事（代表理事を含む。）。一般財団法人については、これに加えて評議員
（※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあっては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員）
 - （5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - （6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - （7）個人については、その者
 - （8）次に該当する場合は、（1）から（7）に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - （9）当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、（1）から（8）までに掲げる者のほか、管財人
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

様式第6号(表)

資格認定申請書(共同企業体用)

令和 年(20 年) 月 日

熊本市長 大西 一史 様

共同企業体の名称.....共同企業体

共同企業体の代表者の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

共同企業体の構成員の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

共同企業体の構成員の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

今般、連帯責任によって指定管理者制度に係る管理運営業務を共同で行うため、.....
.....を代表者とする.....共同企業体を結成したので、貴市の次の業
務について参加したく、共同企業体協定書を添えて参加資格の認定審査を申請します。

件 名.....

なお、この資格認定申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

また、上記業務について、次の権限を.....共同企業体代
表者.....に委任します。

- 1 指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請に関する一切の権限
- 2 指定管理者制度に係る管理運営に関する協定書に関する一切の権限
- 3 指定管理料の請求、受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 5 その他業務の履行に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

様式第6号(裏)

業 態 カ ー ド											
1 共同企業体の名称			共同企業体			2 代表者の 名称及び氏名					
3 共同企業体事務所の所在地			〒			電話番号		()			
4 構成員の内容				営業種目別年間平均実績高		経営規模		技 術 職 員			営 業 年 数
登 録 番 号 年 月 日	営 業 所 所 在 地	商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名	出 資 割 合 (%)	営 業 種 目	金 額 (千 円)	自 己 資 本 額 (千 円)	必要な 資格を 記載	そ の 他	合 計		
5 申請及び協定に基づく行為に使用する印鑑			備 考		1 構成員の決算期						

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、「熊本市斎場（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を次の住所地に置く。.....

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和.....年（20.....年）.....月.....日に成立し当該業務の指定期間の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

.....

所在地

商号又は名称

代表者

.....

所在地

商号又は名称

代表者

.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、熊本市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について熊本市と協定内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

.....%

.....%

.....%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請けの決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、熊本市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、熊本市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び熊本市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを

準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務をはたせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び熊本市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成員の加入)

第 20 条 前 2 条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散（以下「脱退等」という。）により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず残存構成員全員及び熊本市の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は、原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第 16 条第 3 項（第 17 条第 3 項及び第 18 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第 8 条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 21 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 22 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外.....社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年(20 年) 月 日

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者 印

様式第8号(裏)

3 組織図

